

州見台小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条（名称及び事務局）

本会は、州見台小学校 P T A と呼び、事務局を州見台小学校内に置く。

第 2 条（目的）

本会は、家庭と学校が協力し、家庭・学校及び地域における教育について相互に理解を深め、州見台小学校児童の健全な成長を図るとともに、会員相互の交流・研修を深めることを目的とする。

第 3 条（基本方針）

本会は、目的を達成するために、次の方針を定める。

- ① 教育を本旨とする民主的な団体として活動する。
- ② いずれの宗教・政党活動にも関与せず、営利を目的とする行為は行わない。
- ③ 本会の運営は、あくまで自主的なものであり、他の団体からの支配や干渉は、受けない。

第 4 条（事業）

本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員相互の親睦を深め、研修と教養を高める事業。
- ② 児童の教育環境の整備・充実を図る事業。
- ③ その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第 5 条（会員）

本会の会員は、州見台小学校に在籍する児童の父母（保護者）並びに同校に勤務する教職員とし、会員は、毎月、所定の会費を納めることとする。

第 2 章 本部役員

第 6 条（本部役員の役職及び任務）

本会に、次の本部役員を置き、その任務は次のとおりとする。

役職名	定数	任務内容
会長	1 名	本会を代表し、会務を総括する。
副会長	2 名	会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
庶務	2 名（内 1 名教職員）	本会の庶務を担当し、事務を処理する。
会計	2 名（内 1 名教職員）	本会の会計事務を行う。

第3章 委 員

第7条（学級委員）

本会に、次の学級委員を置き、その任務は以下のとおりとする。

役職名	定数等	任 務 内 容
<u>学級委員</u>	<u>学級毎に1名選出する。</u>	属する学級の諸活動を計画し、推進する。
		保健・体育委員会の一員として保健・体育に関するPTA活動を行うとともに、学級長を助け、学級の諸活動を計画し、推進する。
		文化・広報委員会の一員としてPTAの文化・広報活動を行うとともに、学級長を助け学級の諸活動を計画し、推進する。

第8条（専門委員会）

- 1 本会に、次の専門委員会を置く。

① 学級委員会

② 地域委員会

- 2 各専門委員会に、次の役員を置き、会の運営に当たるとともに、運営委員会に出席して、事業の計画及び、活動報告等を行うこととする。

① 学級委員会———— 委員長 1名 副委員長 1名

② 地域委員会———— 委員長 1名 副委員長 1名

第9条（地域委員）

- 1 本会に、各地域の通学班毎に1名の地域委員を置くこととし、その任務は次のとおりとする。

① 児童の通学や地域の安全に関すること。（登校班の編成・通学路の点検等）

② 学校と地域との連携に関すること。（学校・PTA行事への協力等）

- 2 各地域の通学班は、別に定めるが、児童の増減により、必要に応じて地域委員会で協議の上、変更できるものとする。

第4章 会計監査

第10条（会計監査委員）

本会に、会計監査委員を置くこととし、その任務及び選出は次の通りとする。

① 会長は、会計監査委員2名を会員の中から委嘱し、年度当初の総会において、承認を得るものとする。（4年・5年より各1名）

② 会計監査委員は、その年度の会計事務を監査し、総会において監査結果を報告する。

第5章 役員及び委員の選出等

第11条（本部役員及び委員の選出並びに任期）

- 1 本部役員及び委員の選出に関する規程は別に設ける。

2 本部役員及び委員の任期は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げないが、会長職については1年限りとする。

3 欠員で補欠選出された役員・委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 本部役員及び学級・地域委員を兼任することはできない。

5 児童数増減による学級再編制時の学級委員数は、その都度運営委員会において協議の上決定する。

第6章 運営委員会

第12条（構成）

運営委員会の構成は、次のとおりとする。

① 本部役員——7名（内2名は教職員）

② 学級委員長（正・副）——2名

③ 地域委員（正・副）——2名

なお、校長は随時出席できるものとする。

第13条（任務）

運営委員会の任務は、次のとおりとする。

① 総会までに当該年度の活動方針案及び予算案等を審議し、総会資料の作成に協力する。

② 総会で議決された事業等を円滑に実施するため、本部役員会等が提起した具体的な計画案を審議の上、決定し、具体的な活動内容の推進に当たる。

③ 特別な事項について運営委員会が必要と認めた時は、特別委員会を設けることができる。

第14条（議会の開催と議決）

運営委員会の開催及び議決方法は、次のとおりとする。

① 会議は、会長が必要に応じて招集する。

② 会議の議長は、本部役員がその任に当たる。

③ 議決に係る会議の成立は、委員の過半数の出席によるものとし、審議事項の決定は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。なお、賛否同数の場合は議長が決することとする。

第7章 総 会

第15条（総会）

定期総会は、年1回開催し、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

総会の内容は次のとおりとする。

① 総会は、会長が招集する。

② 総会は、委任状を含め、家庭数の2分の1以上の出席により成立し、決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

③ 議長は、運営委員以外から選出する。

④ 総会では、次の事項を審議・決定する。

ア 当該年度の役員及び委員の承認。

イ 前年度の事業報告及び決算報告。

ウ 当該年度の活動事業計画及び予算案等。

⑤ 次のいずれかの場合は、臨時総会を開催することができる。

ア 運営委員会において必要と認めた場合。

イ 会員総数の4分の1以上の同意が得られた場合。

第8章 会 計

第16条（会計及び会費）

本会の会計は、会費及びその他の収入を以てこれに充てる。

① 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

② 会費徴収

ア 会費は、1家庭につき、月300円を徴収する。

徴収は、9ヶ月とする。

（徴収月 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 1月）

イ 徴収対象家庭は、徴収月の1日に児童が本校在籍の場合とする。

第9章 規約の改正

第17条（規約の改正）

本会の規約の改正は、総会において出席者全員の半数以上の賛成により決定する。なお、改正案は事前に全会員に通知しなければならない。

附 則

1 この規約は、平成25年5月17日より施行する。

2 この申し合わせ事項は、平成21年5月25日より施行する。

P T A保護者活動についての申し合わせ事項

P T Aボランティア、サークル活動等を新たに組織する場合は、当該組織の代表者が運営委員会に出席、提案し運営委員会の承認を得ることとする。

運営委員会は、その組織、活動が「州見台小学校P T A規約」第2条（目的）に該当するものであるか、計画的に継続した活動となるか等の検討を行う。

承認された組織については、P T A予算から活動経費を計上することも検討する。

3 この規約は、令和2年6月18日P T A総会（紙面審議）にて一部改正され、改正内容は令和2年度の活動のみ有効である。